

ジュリア・ロバーツと書かれて
「アリティ・ウーマン」
や、最近ではロンドンを舞台
にした「ノッティングヒルの
恋愛」、さらに公審問題に挑
む3人の子持ちの調査員を演じた「エリン・ブロコビッチ」
等、幅広く活躍する超人気女優だ。

最近、彼女は、インターネットの世界でも一躍有名になつた。彼女の名前を使った「ジュリア・ロバーツ・ドット・コム」なるホームページを商標権侵害で訴えたからだ。

訴えられたのはニュージャージーに住む男性で、これ以外にもアル・パチーノと言つても有名映画スターの名前を含むドメイン名を五十以上登録していた。「ジュリア・ロバーツ・ドット・コム」では、本人とほ

富士通ワシントン事務所長 加藤 幹之
ニューヨーク州弁護士

関係の無い写真を掲載し、しかも、これらのドメイン名をオンライン上で競売にかけていたようだ。

インターネットが爆発的に増える中、オンライン上で会社や個人の住所や氏名を表示するためのドメイン名を悪用したり、商売の種にする事件が急増している。「ビジネス・ドット・コム」とか「マジック・ドット・コム」とか「Y2

「ジュリア・ロバーツ」はだれのもの

ドメイン名を検討することに加え、ドメイン名にまつわる紛争を、ICANNが認定する紛争処理機関を通じてオンラインで迅速に解決する制度を作り運用を開始した。

ジュリア・ロバーツもそこで勝訴したが、被告が裁判所に提訴し、現在も係争中なのだ。ICANNでは、紛争解

決の枠組みは作つたが、何が

等の不法な目的で、他人の標章と類似のドメイン名を登録、使用することを規制するものであるが、まだ適用は限定的である。

十六日まで横浜で開催されたICANNの国際会議でも結論は出なかつた。早急な国際ルール作りが望まれる。

署名な商標や表示であり、従つて、他人が勝手に登録することを拒否できるのかの国際基準は統一されていない。

アメリカでは昨年十一月に「反サイバースクワッティング消費者保護法」が成立了。これは、後で他人に売りつけ

読売 12年7月19日